

No.	コメント内容	コメント回答
2932	0129-地震1 更問No. 2917 なお書き以降の許可7-13に該当するILの検出端、作動端について、添説設6付録1-1表 (P5995～) における該当箇所を説明のこと。 (本許可約束事項の該当機器は、6.1-設4に包絡されるのか)	添説設6付録1- 表は、IL及び警報の検出端、作動端を設置している設備・機器の耐震重要度分類を記載しています。 (7-13) が適用される対象は、ウランの閉じ込めの1次バウンダリを構成する検出端、作動端であり、検出端、作動端の耐震重要度分類は機器の耐震重要度分類と同じにしています。 ウランの閉じ込めの一次バウンダリを構成する作動端、検出端の有無を確認した結果、これらを含む化学処理施設について、対象設備を明記したものを添付に示します。 なお、[6.1-設4] の設計番号は (7-12) の要求であり、(7-13) の要求を包絡するものではありません。
2933	0129-地震(建)1 集水ピットの厚さが図面で確認できない。	集水ピットの安全機能を確認するために必要な寸法情報を記載して本文図を改訂いたします。また、集水ピットを構成するコンクリート部の安全機能については添付説明書-建2に追記します。設備の適合説明書で上記の添付説明書と呼び込むこととします。
2934	0129-工事(建)1 (P112) シリンダ洗浄棟で床を掘削する工事はあるか。	シリンダ洗浄棟で床を掘削する工事はございませんので、前回のコメント (No. 2886) 回答のとおり、当該記載は削除いたします。
2935	0129-工事(建)2 (P2077) P2077にも第3核燃料の準備工事に係わる記載があるが、違いは何か。	第3核燃料倉庫での準備工事は、当該建物に設置されている貯蔵設備、放射線管理設備、非常用設備のそれぞれについて記載しております。 (P1152、P1977、P2077)
2936	0129-工事(建)3 (P1152) 準備工事の項目で、第2種管理区域内で発生する廃材や不要となる設備機器の処理について、他の工事の方法に展開する必要はないか	第2種管理区域内で発生した廃材等は、前回のコメント (No. 2834) 回答のとおり、サーベイ後、所内の所定場所にて保管または廃棄物として廃棄する予定です。当該記載は、他の工事の方法についても記載しております。 (P624、P1143、P2078)
2937	0129-外部事象(建)1 (P145) 第2 廃棄物処理所の外気取入用ファンの前にフィルタがあることを (P3688) 図ト系6-5で確認できるか。	空調機(外気取り入れ用ファンが内蔵されている)の前にプレフィルタがあることは図ト系6-5で確認できるよう記載しております。また、給気ファンの上流についてはフィルタについては給気ファンの仕様表の[8.1-設12]にて記載しており、系統図にも図示しております。(例: 図ト系1-37)
2938	0129-地震2 更問No. 2917 ・コメント内容の2)①は、6.1-設4の記載事項に関する確認で、IL制御部が3類で1類の機器に設置する検出端、作動端が1類となるのはIL以外に警報設備(3類)も含まれるのではないかととの質問。回答(下から3行目のまた以降)は趣旨と異なるので再確認のこと。	#2932で記載のとおり、IL整理表は、検出端・作動端を設置する設備・機器の耐震重要度分類を示しているものです。このルールに従った記載となっているか再確認したうえで、この記載方針がわかるようにIL整理表に注釈を記載させていただきます。 また、ご指摘いただいた、堰の漏水検知器警報設備では、検知器が堰の閉じ込めのバウンダリを形成することはありませんので、耐震重要度分類は3類です。
2939	0129-火災1 ●P5581 添付説明書設-2 [11.4-設1] 水素を取り扱う設備・機器の接地について、電気設備技術基準に基づく接地種別を記載すること。	電気設備技術基準に基づく接地種別を添付説明書-設2に記載致します。 C種接地(300V超): 連続焼結炉(1)(2)(加工棟)、パッチ式小型焼結炉 D種接地(300V以下): ロータリーキルン(1)(2)、ガスヒータ(1)(2)
2940	0129-火災2 ●P5646 添説設2-3-2表 爆発時の発生応力評価の判定基準として、材料の引張強さを判定基準として適切か確認すること。(安全率を見込んだ許容引張応力としないでよい)	設計基準事故(水素爆発事故)発生回数(1回)を想定しています。その際、機器に求められる機能は閉じ込め性の維持であり、塑性変形を生じても破断しなければ機能維持は達成できるとし、許容値に引張強さをを用いて健全性を確認しています。本内容をP5643 添付説明書-設2-3に追記致します。なお、本評価方針は、事業許可審査時より同じであり、設工認においても方針に変更はありません。
2941	0129-火災3 ・P4818～4819にてパッチ式小型焼結炉炉内爆発時に室内へウラン粉末が飛散しても他設備の安全機能に影響を及ぼすことがない旨を記載しているが、パッチ式小型焼結周辺には人間系で弁の閉止等操作が必要なものはないという理解でよい	ご理解の通り、設計基準事故事象に対して人間系の対処に期待することはありません。
2942	0129-火災4 ・設計基準事故において、ロータリーキルンについては爆風圧を配管に逃がす設計としているが、配管の設計思想について説明すること	配管の設計思想は、爆発による配管内圧を配管口径を段階的に大きくすることで減圧しながら、下流のHEPAフィルタへ排気塔を通じ建屋外に排気するものです。段階的に圧力は低くなると考えられますが、保守的に想定爆発圧力で配管、HEPAフィルタの強度評価を実施し、添説設2-3-2表に示す通り十分な強度余裕を有しており、配管系の仕様は設計基準事故時の環境において適切であることを確認しています。評価に用いた条件、設備の仕様についてはP.5646およびP.2723図設-37(2/16)に示しています。また、HEPAフィルタについては、P3715図ト設-気2(4/15)-1及びP3719図ト設-気2(6/15)-1に示すとおり、複数のフィルタを並列で設置していますが、評価上は保守的にHEPAフィルタ一つの断面積として、フィルタに影響がないことを確認しています。

No.	コメント内容	コメント回答
2943	<p>0129-安全機能1 加工棟成型工場のDBA（加圧気流輸送配管破断によるウラン粉末の漏えい、気体廃棄設備の停止による第1種管理区域の負圧低下）発生時の建物への影響について、今回申請を受けるのであれば、添付説明書（P4814～）に技術基準に適合した設計であること（建物への影響の有無等）を記載し、説明すること。</p>	<p>拝承致しました。 適合性説明書に想定する各設計基準事故シナリオに沿った形で、その事故時の環境条件を表記し、他の安全機能（建物への影響含む）を追記致します。</p>
2944	<p>0129-搬送1 ●P6038 搬送設備 添設設7-1表 動力供給停止時の保持機能の注5で「事業許可からの変更点」と記載している。変更内容をどこに記載しているか説明してください。必要に応じ、許可からの変更点リストにも記載させてください。</p>	<p>以下のとおり添設設7-1表の注5の記載を修正致します。 注5：事業許可の安全機能一覧に停電時保持機能の記載はないが、安全性向上のため動力供給停止時の保持機能を付与した。</p>
2945	<p>0129-全般1 ●先行して申請した施設で、次回以降申請するとしていた設計（2次申請までの仕様表に、次回以降申請予定として明記されていない機能・性能に係る設計を含む）について、今回認可を受けようとする設計については、仕様表の当該部分に下線を引いて識別すること。機能・性能に係る認可を申請する場合、当該設計に必要な設備が全て申請される時期に申請すること。 （例） ・インターロックの場合、検出端～制御盤～作動端が全て申請される時期） ・非常用電源設備について、副変電所～非常用発電設備間のケーブルが申請される時期 継続して機能維持が求められるものについては、代替措置（既設の非常用発電機に接続し、機能を維持する等）を、工事の計画等に記載し、説明すること。</p>	<p>先行申請で一部の機能・性能の申請を申請していなかった施設（「次回以降申請」の記載の有無にかかわらず）については、今回申請して刈り取る機能・性能に関する「追加説明の仕様表」の該当設計番号の箇所に下線を引きます。 また、7次申請で刈り取る機能・性能がある場合は、「次回表」に記載し、7次申請の「追加説明の仕様表」の該当設計番号の箇所に下線を引きます。</p>
2946	<p>0129-警報(気塵)1 ・第2廃棄物処理所の例で負圧確認箇所分の差圧計があることは3815頁の系統図で確認したが、負圧警報装置の配置図（3551頁）とインターロック盤配置図（3824頁）の関係が不明。（前者は1Fの更衣室に有り、後者は2Fの排気室）これらは別物ということであれば、負圧警報装置の外形・構造を示してください。</p>	<p>ご理解の通り、負圧警報装置は第2廃棄物処理所1階更衣室に設置されており、インターロック盤は同2階排気室にありますが、それぞれ独立した別の機器であり、直接関係するものではありません。負圧警報装置について配置図のシンボルを外形が分かるように修正いたします。</p>
2947	<p>0129-安全避難通路(建)1 ●P4813 安全避難通路等の技術基準への適合説明において、設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源について、加工事業変更許可を踏まえ、認可対象設備の有無を説明すること。設工認申請対象設備がある場合、該当する建物の仕様表に当該設備の設計（配置、負数、仕様等）を記載し、認可を受けること。次回以降申請する場合、その旨を記載すること。</p>	<p>拝承しました。設計基準事故を考慮している第1種管理区域がある建物の仕様表に設計を記載します。また、事業許可の約束（13-4）を「建物に反映する許可の内容表」に反映するとともに、関連する星取表、適合説明を改定、図面を改定します。</p>

6次申請第2回補正に対するコメントの対応状況

MSR-21-011
2021年2月12日
三菱原子燃料株式会社

No.	コメント内容	コメント回答
2948	0202-外部事象1 [99-設. 3] 建物内の設備のF3竜巻の要求の考え方を整理して、説明すること。 これまでの面談の回答から、以下のように認識しているが、正しいか。また申請書に、この考え方は記載されているか。 ①F3竜巻で屋根が損傷する建物の最上階（転換工場フィルタ室）、吹抜・平屋の1階（転換工場転換加工室、除染室分析室）の設備は、F3竜巻の影響を受ける。 ②F3竜巻で屋根が損傷する建物の上記以外の階（転換工場1階廃棄物処理室、チェックタンク室、2階機械室等）のは、F3竜巻の影響を受けない。 ③ダクト・ダンパは、軽量で飛ばされても他に設備に影響しないので、①に該当しても、F3竜巻は考慮しない。 ④転換工場1階廃棄物処理室、チェックタンク室の設備は、本来、F3竜巻の影響を受けないが、保守的に考えて、F3竜巻を考慮する。この整理であればp1742[629] 排気ダクト・ダンパについては、除染室・分析室のダクト・ダンパにF3竜巻の設計は不要となる。	①、②、④についてはご理解の通りです。 ③のダクト・ダンパについて、軽量であるものの屋内の設備に対しては影響を与える恐れがあることから、転換工場では下側にネットを設置しています。一方、ダクトの下側にネットや床が設置できない平屋の転換工場（東側）、除染室・分析室、第1、第2 廃棄物処理所、放射線管理棟の一部については、F3竜巻の影響があるため、落下防止をF3対策として実施しています。 このため、ご指摘のP1742[629] 排気ダクト・ダンパ（除染室・分析室）については、F3竜巻にて屋根が飛ぶエリアですが下側ネットを設置できないため、F3対策を実施しております。 上記の考え方は事業許可（別添ト-7-2 添5p255）に基づきます。上記を適合説明書（資料23設）に追記します。
2949	0202-外部事象2 p1719[613] 排気逆流防止ダンパ。排気塔内のダンパに、F3竜巻設計は不要か。	F3の際には、工場棟（転換、成型）の屋根の損傷が想定されるため、ダンパに対しての対策は不要と整理しています。
2950	0202-廃棄（液廃） p1885洗浄液受槽等。液位高ILは、「廃棄施設」の設計に該当しないのか。 P1883転換第1廃液貯槽等の液位高警報は、「廃棄施設」の設計（[20.1-設2]）として記載されている。	ご認識のとおりです。 表ト設-液1 転換第1廃液貯槽などと同じく、廃棄施設の設計[20.1-設2]を追記させていただきます。
2951	0202-閉込（気廃） 2段目をHF耐性にする高性能エアフィルタは、UF6フードボックスから接続する原料倉庫局所排気系統のフィルタ（911～914）のみか。（仕様表にははっきりとは記載されていなかったため、念のため確認。）	ご理解の通り、原料倉庫局所排気系統のフィルタ（911～914）のみです。 HF用の高性能エアフィルタについて仕様表で明確になるように記載いたします。